

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十三号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十五項第一号事務の欄及び同項第二号事務の欄中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項」に改め、同項第三号事務の欄7中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改め、同欄8中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改める。

別表第九十三項市町村の欄中「、飯能市」を削る。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一項市町村の欄中「皆野町」の下に「、長瀨町」を加える。

別表第二項第一号事務の欄2中「第二十一条の五の十九、第二十一条の五の二十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十七第五項、第二十一条の五の二十、第二十一条の五の二十六第二項第一号」に改め、同欄3中「第二十一条の五の十二第一項、第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十三第一項、第二十一条の五の二十八第一項」に改め、同欄4中「第二十一条の五の二十二第二項、第二十一条の五の二十七第二項」を「第二十一条の五の二十三第二項、第二十一条の五の二十八第二項」に改め、同欄5中「第二十一条の五の二十二第三項、第二十一条の五の二十七第三項」を「第二十一条の五の二十三第三項、第二十一条の五の二十八第三項」に改め、同欄6中「第二十一条の五の二十二第四項、第二十一条の五の二十四、第二十一条の五の二十七第四項」を「第二十一条の五の二十三第四項、第二十一条の五の二十五、第二十一条の五の二十八第四項」に改め、同欄7中「第二十一条の五の二十二第五項、第二十一条の五の二十三第二項、第二十一条の五の二十六第四項及び第二十一条の五の二十七第五項」を「第二十一条の五の二十三第五項、第二十一条の五の二十四第二項、第二十一条の五の二十七第四項及び第二十一条の五の二十八第五項」に改め、同欄8中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同欄9中「第二十一条の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改

め、同欄10中「第二十一条の五の二十六第三項」を「第二十一条の五の二十七第三項」に改め、同欄11中「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改め、同項第七号市町村の欄、同項第八号市町村の欄及び同項第九号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第三項市町村の欄中「川口市、」を削る。

別表第四項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第六項第三号市町村の欄中「、北本市」及び「、白岡市」を削る。

別表第七項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「、川口市」を削る。

別表第八項市町村の欄、同表第九項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄、同表第十項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄、同表第十一項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同表第十二項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第十三項第一号事務の欄中7を削り、8を7とし、9から12までを8から11までとし、同欄13中「8」を「7」に、「10」を「9」に、「12」を「11」に改め、同欄13を同欄12とし、同欄中14を13とし、15を14とし、同号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項第三号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項第四号事務の欄2中「及び第六十六条第二項」を「、第六十六条第二項及び第六十七条第三項」に改め、同欄中17を削り、18を17とし、19から22までを18から21までとし、同項第六号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第十四項第二号市町村の欄中「川口市、」を削り、同項第三号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第十五項第二号市町村の欄中「、北本市」及び「、白岡市」を削る。

別表第十六項第一号市町村の欄中「川口市、」を削り、同項第二号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第十七項市町村の欄、同表第十八項市町村の欄、同表第十九項第二号市町村の欄及び同表第二十項第二号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第二十二項市町村の欄中「鴻巣市」の下に「、上尾市」を加える。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第十三項」を「第十四項」に改める。

別表第二十四項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第二十六項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「入間市」を「加須市、入間市」に改め、同項第四号市町村の欄中「加須市」を「戸田市」に改め、同項第五号市町村の欄中「吉川市」を「戸田市、久喜市、蓮田市、吉川市」に改

める。

別表第二十八項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第三十三項第一号市町村の欄中「、鴻巣市」を削り、「皆野町」の下に「、小鹿野町」を加え、同項第二号市町村の欄中「狭山市」の下に「、鴻巣市」を加え、同項第四号市町村の欄中「、北本市」及び「、白岡市」を削り、同項第六号市町村の欄中「皆野町」の下に「、小鹿野町」を加える。

別表第三十四項市町村の欄中「草加市」の下に「、越谷市」を加える。

別表第三十五項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「毛呂山町」の下に「、滑川町」を加える。

別表第四十項第二号市町村の欄中「東秩父村」の下に「、美里町」を加える。

別表第四十一項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同表第四十二項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第四十三項市町村の欄中「嵐山町」の下に「、小川町」を加える。

別表第四十四項市町村の欄中「、越谷市」を削る。

別表第四十五項第一号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項第二号市町村の欄中「さいたま市」の下に「、川口市」を加え、同項第三号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第四十六項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第四十八項市町村の欄を次のように改める。

#### 各町村

別表第五十一項第一号事務の欄中「施設」の下に「に係るもの」を加え、同号市町村の欄中「、川口市」を削り、「戸田市」の下に「、朝霞市」を加え、同項第二号市町村の欄中「加須市」の下に「、朝霞市、富士見市」を加え、同項第六号事務の欄2中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同欄3中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改め、同欄4中「第二十九条第十二項」を「第二十九条第十五項」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3の次に次のように加える。

4 法第二十九条第十四項の規定による命令

別表第五十二項市町村の欄中「狭山市」の下に「、鴻巣市」を加える。

別表第五十四項第一号市町村の欄中「和光市」を「加須市、戸田市、和光市」に改め、同項第二号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第五十六項市町村の欄及び同表第五十九項市町村の欄中「川越市」の下に

「、川口市」を加える。

別表第六十項第二号市町村の欄中「戸田市」を「さいたま市、戸田市」に改める。

別表第六十一項第一号事務の欄1中「第十八条の十三第二項」の下に「及び第十八条の三十一第二項」を加え、「並びに第十八条の十五第一項及び第二項」を「、第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」に改め、同欄2中「並びに第十八条の十九」を「、第十八条の十九、第十八条の二十六並びに第十八条の二十九第二項」に改め、同欄3中「第十八条の十三第一項」の下に「及び第十八条の三十一第一項」を加え、同欄4中「第十五条の二第一項」の下に「、第十八条の二十九第一項」を加え、同号市町村の欄中「川口市、」を削り、同項第五号市町村の欄中「川口市、」を削る。

別表第六十二項第一号市町村の欄中「毛呂山町」の下に「、滑川町」を加え、同項第八号市町村の欄中「、滑川町」を削る。

別表第六十三項第一号市町村の欄中「嵐山町」の下に「、小川町」を加える。  
別表第六十四項事務の欄3中「第十五条の二第六項（）」を「第十五条の二第六項及び第七項（これらの規定を）」に改める。

別表第六十五項市町村の欄中「川口市、」を削る。

別表第六十六項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第六十八項市町村の欄中「秩父市」を「川口市、秩父市」に改める。

別表第七十項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第七十一項第一号市町村の欄中「川口市、」を削る。

別表第七十六項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第七十八項第五号市町村の欄中「羽生市」の下に「、鴻巣市」を加える。

別表第七十九項第一号市町村の欄中「、川口市」を削り、同項第二号市町村の欄中「、川口市」を削り、「久喜市」の下に「、北本市」を加える。

別表第八十項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表中第百十五項を第百十六項とし、第百十四項を第百十五項とする。

別表第百十三項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第百十四項とする。

別表第百十二項第八号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項第十号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第百十三項とし、同表中第百十一項を第百十二項とし、第百四項から第百十項までを一

項ずつ繰り下げる。

別表第百三項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第百四項とする。

別表第百二項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第百三項とする。

別表第百一項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第百二項とする。

別表第百項市町村の欄中「鴻巣市」の下に「、上尾市」を加え、同項を同表第百一項とする。

別表第九十九項市町村の欄中「鴻巣市」の下に「、上尾市」を加え、同項を同表第百項とし、同表第九十八項を同表第九十九項とする。

別表第九十七項第三号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第九十八項とする。

別表第九十六項第一号事務の欄3中「法」の下に「第四十一条の二第五項、」を加え、同項第三号市町村の欄中「熊谷市」を「川越市、熊谷市」に改め、「加須市」の下に「、東松山市」を、「蕨市」の下に「、朝霞市、志木市」を、「和光市」の下に「、新座市」を、「嵐山町」の下に「、小川町」を、「川島町」の下に「、吉見町」を、「皆野町」の下に「、長瀨町」を、「東秩父村」の下に「、宮代町」を加え、同項を同表第九十七項とし、同表第九十五項を同表第九十六項とする。

別表第九十四項第三号市町村の欄中「、北本市」及び「、白岡市」を削り、同項を同表第九十五項とし、同表中第九十三項を第九十四項とし、第九十項から第九十二項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第八十九項第一号事務の欄中「平成十三年法律第二十六号。」を削り、同項を同表第九十項とする。

別表第八十八項市町村の欄中「川口市、」を削り、同項を同表第八十九項とし、同表中第八十七項を第八十八項とし、第八十三項から第八十六項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第八十二項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第八十三項とし、同表中第八十一項を第八十二項とし、第八十項の次に次の一項を加える。

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法第	和光市
--	-----

81	<p>二十条の五の特別養護老人ホーム、同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、介護保険法第八条第一項の居宅サービス事業（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に係るものを除く。）、同条第十四項の地域密着型サービス事業、同条第二十八項の介護老人保健施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項のサービス付き高齢者向け住宅事業に係るものに限る。）</p> <p>1 法第四十八条の三第一項及び附則第二十条第一項の規定による登録</p> <p>2 法第四十八条の六第一項及び第二項（これらの規定を法附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</p> <p>3 法第四十八条の七（法附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消し及び命令</p> <p>4 法第四十八条の八（法附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示</p> <p>5 法第四十八条の九及び附則第二十条第二項において準用する法第十九条の規定による報告の徴収</p> <p>6 法第四十八条の九及び附則第二十条第二項において準用する法第二十条の規定による立入検査</p>	
----	---	--

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例（第二条の規定に限る。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものはこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事

に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。